

別紙様式（その1）

使用承認					受付番号
係員	係員	館長	係長	課長	
					—

北九州市立 生涯学習センター 使用申請書

年 月 日

北九州市教育委員会 様

申請団体名
.....

所在地
.....

ID番号

--	--	--	--	--	--	--	--

使用責任者氏名
.....

緊急連絡先
.....

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例、北九州市立生涯学習センター規則を承諾のうえ次のとおり申請します。

使用目的	各室使用料及び器具等使用料（単位：円）			
	区分	使用時間帯	時間数	料金
使用日時	年 月 日 曜日	:00 ~ :00		
	時 分 ~ 時 分	:00 ~ :00		
使用人数	人	:00 ~ :00		
入場料等	徴収 する しない	:00 ~ :00		
	料金 円	:00 ~ :00		
特別設備その他		:00 ~ :00		
減免申請	する	:00 ~ :00		
減免許可	する しない	:00 ~ :00		
減免根拠		:00 ~ :00		
1	市の主催	6	自治組織	器具使用料
2	市との共催	7	3~6に準ずる組織	電気設備
3	社会教育関係団体	8	教育委員会が特に必要があると認めるとき	冷暖房設備
4	学校教育関係団体			合計金額
5	社会福祉団体			
備考				収入番号
				調定年月日

※ 太枠内のみ記入してください。

生涯学習総合センター、生涯学習センターの使用に際して

1 使用の不許可

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき
- (2) 社会教育施設の設置の目的に反するとき
- (3) 社会教育施設を損傷するおそれがあると認められるとき
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、社会教育施設の管理上支障があると認められるとき

〈不許可に該当するもの〉

- 物品販売等の営利を主たる目的とするとき
 - ・ 生涯学習センターの敷地内で物品の販売、金銭の授受等の行為を目的とするとき
 - ・ 不特定多数を対象とした宣伝、求人募集、採用の面接テストなど
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員の利益になると認められる場合
- 宗教団体が宗教儀式、布教活動を主たる目的とするとき
- 飲酒行為が行われると認められるとき
- その他、申請相談時に利用目的等を聴取し、適否を判断する

- ※
- 1 この処分に不服がある場合は、不許可通知を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に北九州市長に対して審査請求をすることができます。（なお、不許可通知を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分を行った日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）
 - 2 この処分については、不許可通知を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に北九州市を被告として（訴訟において北九州市を代表する者は北九州市長となります。）、当該処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、不許可通知を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分を行った日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えをすることができます。

2 入館の制限

生涯学習センター館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒み、又は退館を命ずることができる

- (1) めいていしている者
- (2) 他人の迷惑となるおそれがある物品又は動物の類を携帯している者
- (3) その他管理上支障があると認める者

3 使用者の守るべき事項

- (1) 収容人員は、使用部分に収容できる人員を超えないこと
- (2) 許可なくして物品を販売しないこと
- (3) 定められた場所以外で火気を使用しないこと
- (4) 許可なくして、壁、柱等にはり紙、釘打等をしないこと
- (5) 許可を受けた施設及び設備以外のものを使用しないこと

4 使用料の支払い及び不返還

使用料は納付期限までに支払うこと

既に納付した使用料は、返還しない

但し、天災その他使用者の責めによらない事由により使用できないときは使用料の全額を返還する

5 使用料の減免

申請者が減免申請をしたにも関わらず、減免根拠に該当しない場合は使用料は減免しない